

## 中国の電子商取引法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

近年、中国の電子商取引分野は、急速に発展している。「2017年度中国ネットワーク小売市場データモニタリングレポート」（中国語では「2017年度中国网络零售市场数据监测报告」<sup>2</sup>）という統計によると、2017年の中国国内におけるネットワーク小売市場の規模は7兆1751億元であり、2018年には9兆3563億元となることが見込まれている。また、2017年の中国国内におけるオンラインショッピングのユーザーの規模は5億3300万人であり、2018年には5億6000万人となることが見込まれている。2017年の中国国内におけるB2Cネットワーク小売市場のシェアについてみると、「天猫（TMALL）」<sup>3</sup>がトップで52.7%、「京東（JD.COM）」<sup>4</sup>が2位で32.5%となっている。また、2017年の輸入越境電子商取引の規模は1兆7600億元であった。

中国政府は、電子商取引分野における立法について、2013年末から検討を開始した。電子商取引分野は非常に広範囲にわたり、且つ、知的財産権、独占禁止、税金、法的責任、処罰基準、越境電子商取引等とも密接に関係しているため、電子商取引法の立法に向けて何度も検討が重ねられ、繰り返し修正案が作成されたという経緯を経てきた。

以上のような背景の下、電子商取引の各主体の合法的権益を保護し、電子商取引の行為を規範化し、市場秩序を維持し、電子商取引の持続的な発展を促進するため、2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は、「電子商取引法」（以下「本法」という）を制定・公布した<sup>5</sup>。本法は、2019年1月1日から施行される。

本法の体系は、図表1のとおりである。

図表1 電子商取引法の体系

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 第1章 総則       |                      |
| 第2章 電子商取引事業者 | 第1節 一般規定             |
|              | 第2節 電子商取引プラットフォーム事業者 |

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> <http://www.100ec.cn/zt/17wlls/>

<sup>3</sup> <https://www.tmall.com/>

<sup>4</sup> <https://www.jd.com/>

<sup>5</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content\\_2060172.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060172.htm)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 第3章 電子商取引契約の締結及び履行 |  |
| 第4章 電子商取引紛争の解決     |  |
| 第5章 電子商取引の促進       |  |
| 第6章 法律責任           |  |
| 第7章 附則             |  |

## II 電子商取引法の概要

全7章、全89条からなる本法の概要は、以下のとおりである。

### 1 「電子商取引」の定義及び本法の適用範囲

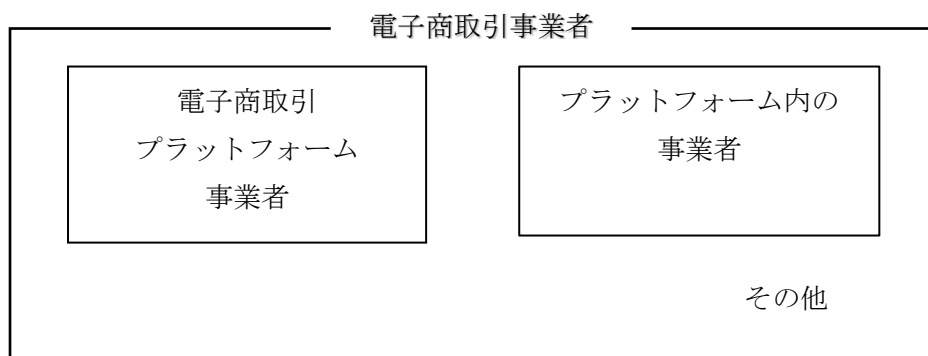
本法は、中国国内の電子商取引活動に適用される（2条1項）。

本法にいう「電子商取引」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し又はサービスを提供する事業活動をいう（2条2項）。金融商品及びサービス、情報ネットワークを利用してニュース情報、音楽動画番組、出版及び文化製品等のコンテンツを提供するサービスには、本法は適用されない（2条3項）。

### 2 「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」の定義

本法においては、「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」という概念が多く用いられている。そこで、これらの概念の定義が重要といえる。「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」の各概念の関係については、図表2を参照されたい。

図表2 概念図



本法にいう「電子商取引事業者」とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品を販売し又はサービスを提供する事業活動に従事する自然人、法人、及び非法人組織を

いう。これには、電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内の事業者、及び自己のウェブサイトその他のネットワークサービスを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者が含まれる（9条1項）。

次に、本法にいう「電子商取引プラットフォーム事業者」とは、電子商取引において取引双方又は複数の者のために、ネットワーク事業場所、取引仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引双方又は複数の者が独立して取引活動を展開できるようにする法人又は非法人組織をいう（9条2項）。

さらに、本法にいう「プラットフォーム内の事業者」とは、電子商取引プラットフォームを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者をいう（9条3項）。

本法の規定や問題点を検討するにあたっては、これらの概念をしっかりと区別する必要がある。

### 3 電子商取引事業者

#### （1）電子商取引事業者の前提的義務

電子商取引事業者は、法により市場主体登記を行わなければならない。但し、個人が自家製の農産物・副産物・家庭手工業製品を販売する場合、個人が自己の技能を利用して法により許可を得る必要のない簡便な労務活動及び小規模で少額の取引活動に従事する場合、並びに法律・行政法規に従って登録を行う必要がない場合を除く（10条）。

電子商取引事業者は、法により納税義務を履行しなければならない。市場主体登記を行う必要のない電子商取引事業者は、初めて納税義務が発生した後、税収徴収管理の法律・行政法規の規定に基づき、税務登記手続を申請し、且つ事実に基づき納税を申告しなければならない（11条）。

電子商取引事業者が事業活動に従事するにあたり、法により関連行政許可を取得する必要がある場合、法により行政許可を取得しなければならない（12条）。

#### （2）電子商取引事業者の取引上の義務

本法は、電子商取引事業者の取引上の義務について、以下のとおり、比較的多くの規定を置いている。

電子商取引事業者が販売する商品又は提供するサービスは、人身・財産・安全の要件、及び環境保護の要件に合致しなければならないが、法律・行政法規が取引を禁止する商品又はサービスを販売又は提供してはならない（13条）。

電子商取引事業者が商品を販売し又はサービスを提供するときは、法により紙の発票又は電子発票等の購入証明書又はサービス伝票を発行しなければならない。電子発票及び紙の発票は、同等の法律効力を有する（14条）。

電子商取引事業者は、そのホームページの目立つ位置に、営業許可証情報、その事業業務と関連する行政許可情報等を継続して公開し、情報に変更が生じた場合、遅滞なく公開情報

を更新しなければならない(15条)。もし電子商取引事業者が、電子商取引への従事を自ら停止しようとする場合は、30日前までにホームページの目立つ位置に関連情報を継続して公開しなければならない(16条)。

電子商取引事業者は、全面的に、真実で、正確で、遅滞なく、商品又はサービス情報を開示し、消費者の知る権利及び選択権を保障しなければならないが、架空取引・ユーザー評価の改竄等の方法で虚偽の又は人に誤解を与える商業宣伝を行って、消費者を欺き、誤解を招いてはならない(17条)。

電子商取引事業者は、消費者の趣向、消費習慣等の特徴に基づき、商品又はサービスの検索結果をそれに提供する場合、同時にその個人的特徴に基づかないオプションをも当該消費者に提供しなければならないが、消費者の合法的権益を尊重し、平等に保護しなければならない(18条1項)。

電子商取引事業者は、商品又はサービスを抱き合わせ販売するにあたり、目立つ方法によって消費者に注意を呼び掛けなければならないが、抱き合わせする商品又はサービスを黙示の同意として取り扱ってはならない(19条)。

電子商取引事業者は、承諾又は消費者と約定した方法・期限に基づいて、消費者に、商品又はサービスを提供し、且つ商品輸送中のリスク及び責任を負担しなければならない(但し、消費者が別途、速達宅配物流サービス提供者を選択した場合を除く)(20条)。

電子商取引事業者は、約定に基づき消費者から保証金を徴収する場合、保証金の払戻し方法・手続を明示しなければならないが、保証金の払戻しに不合理な条件を設定してはならず、消費者が保証金の払戻しを申し出て、保証金の払戻し条件に合致する場合、電子商取引事業者は、遅滞なく払戻しをしなければならない(21条)。

電子商取引事業者は、その技術の優位性、ユーザー数、関連業界に対するコントロール能力及びその他事業者の当該電子商取引事業者に対する取引上の依存度等の要因によって市場支配的地位を有する場合、市場支配的地位を濫用して、競争を排除・制限してはならない(22条)。

### (3) 電子商取引事業者の情報保護義務

本法は、電子商取引事業者の情報保護義務について、以下のとおり、規定を置いている。

電子商取引事業者は、ユーザーの個人情報を収集・使用するにあたっては、法律・行政法規の個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない(23条)。

電子商取引事業者は、ユーザー情報の検索・訂正・削除及びユーザー登録抹消の方法・手続を明示しなければならないが、ユーザー情報の検索・訂正・削除及びユーザー登録抹消について不合理な条件を設定してはならない(24条1項)。電子商取引事業者は、ユーザー情報の問合せ又は訂正・削除の申し出を受けた場合、身元確認後に、問合せに応じ又はユーザー情報の訂正・削除しなければならないが、ユーザー登録抹消の場合は、当該ユーザー情報を直ちに削除しなければならない(24条2項)。

関連主管部門が、法律・行政法規の規定に基づき、電子商取引事業者に電子商取引関連のデータ情報を提供するよう求めた場合、電子商取引事業者は提供しなければならない。関連主管部門は、電子商取引事業者が提供したデータ情報の安全性を保護するために必要な措置をとり、且つその中における個人情報、プライバシー、及び営業秘密を厳格に秘密として保持し、開示、販売してはならず、又は違法に他人に提供してはならない（25条）。

#### 4 電子商取引プラットフォーム事業者

##### （1）電子商取引プラットフォーム事業者の前提的義務

電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームに参加して商品を販売し又はサービスを提供する事業者に対し、身元・住所・連絡方法・行政許可等の真実の情報を提供するように求め、審査・登録を行い、登録ファイルを作成し、且つ定期的に審査更新を行わなければならない（27条1項）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、技術的措置及びその他の必要な措置を採り、そのネットワークの安全・安定的運行を保障し、ネットワークの違法犯罪活動を防止し、ネットワーク安全事件について有効な対応を行い、電子商取引の安全を保障しなければならない（30条1項）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム上に提供された商品及びサービスの情報・取引情報を記録して、取引完了の日から3年以上保存し、且つ情報の完全性・秘密性・利用性を確保しなければならない（31条）。

##### （2）電子商取引プラットフォーム事業者のプラットフォームサービス協議及び取引規則に関する義務

電子商取引プラットフォーム事業者は、公開・公平・公正の原則を遵守し、プラットフォームサービス協議及び取引規則を制定し、プラットフォームの参加及び退出、商品及びサービスの品質保障、消費者の権益保護、個人情報保護等における権利及び義務を明確にしなければならない（32条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、ホームページの目立つ位置にプラットフォームサービス協議及び取引規則の情報、又は上記情報のリンク表示を継続的に公開し、且つ事業者及び消費者が便利で完全に閲覧及びダウンロードができるよう保証しなければならない（33条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス協議及び取引規則を改正しようとする場合、施行の少なくとも7日前までに、ホームページの目立つ位置に意見募集を公開し、各当事者が適宜、十分に意見表明ができるように合理的な措置を採らなければならない（34条1項）。プラットフォーム内の事業者が改正内容を受け入れず、プラットフォームから退出する場合、電子商取引プラットフォーム事業者はこれを阻止してはならない（34条2項）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、サービス協議、取引規則及び技術等の手段を利用して、プラットフォーム内の事業者のプラットフォーム内の取引、取引価格及びその他の事業者との取引等に対し、不合理な制限若しくは不合理な条件の付加を行ってはならず、又はプラットフォーム内の事業者から不合理な費用を徴収してはならない（35条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス協議及び取引規則に基づき、プラットフォーム内の事業者の法律・法規違反行為に対し、警告、サービスの暫定的停止又は終了等の措置を行う場合、遅滞なく公開しなければならない（36条）。

### （3）電子商取引プラットフォーム事業者の取引上の義務

電子商取引プラットフォーム事業者が、そのプラットフォーム上で自営業を行う場合、目立つ方法により自営業とプラットフォーム内の事業者が展開する業務を区別して表記しなければならない。電子商取引プラットフォーム事業者は、消費者を誤導してはならない。電子商取引プラットフォーム事業者は、自営業として表示した業務について、法により商品販売者又はサービス提供者としての民事責任を負わなければならない（37条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者が販売した商品又は提供したサービスが人身・財産の安全保護の要求に合致していないこと、又はその他の消費者の合法的權益を侵害する行為があることを知り又は知るべきでありながら、必要な措置をとらなかった場合、法により当該プラットフォーム内の事業者と連帯責任を負わなければならない（38条1項）。消費者の生命健康に関する商品又はサービスについて、電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者の資質資格に対する審査義務を尽くさず、又は消費者に対する安全保護義務を尽くさず、消費者に損害をもたらした場合、法により相応の責任を負わなければならない（38条2項）。電子商取引プラットフォーム事業者が、プラットフォーム内の事業者による消費者の合法的權益を侵害する行為に対し必要な措置をとらず、又はプラットフォーム内の事業者に対する資質資格の審査義務を尽くさず、又は消費者に対し安全保護義務を尽くさない場合、市場監督管理部門は期限を定めて是正を命令し、5万元以上50万元以下の過料を課すことができ、情状が重大である場合、業務停止整理を命じ、50万元以上200万元以下の過料を併せて課すことができる（83条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、健全な信用評価制度を構築し、信用評価規則を公開し、プラットフォーム内で販売される商品又は提供されるサービスに対する評価手段を消費者のために提供しなければならない。電子商取引プラットフォーム事業者は、そのプラットフォーム内で販売される商品又は提供されるサービスに対する消費者の評価を削除してはならない（39条）。

電子商取引プラットフォーム事業者は、商品又はサービスの価格・販売量・信用等に基づき、さまざまな方法にて消費者に商品又はサービスの検索結果を示さなければならない。価格ランキングの商品又はサービスについては、「広告」であることを明確に表示しなければならない

らない (40 条)。

## 5 知的財産権の保護

電子商取引事業者は、事業活動を行うにあたり、知的財産権保護等の義務を負う (5 条)。

電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産保護規則を制定し、知的財産権者との協力を強化し、法により知的財産権を保護しなければならない (41 条)。

電子商取引プラットフォームにおいて自己の知的財産権が侵害された疑いがある場合に、知的財産権者は、電子商取引プラットフォーム事業者に対し、取引及びサービスの削除・遮断・リンク解除・終了等の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。当該通知には、権利侵害を構成することの初歩的証拠を含める必要がある (42 条 1 項)。電子商取引プラットフォーム事業者は、当該通知を受領した後、速やかに必要な措置をとり、プラットフォーム内の事業者に当該通知を転送しなければならない。もし、電子商取引プラットフォーム事業者が速やかに必要な措置をとらなかったときは、損害拡大部分につき、プラットフォーム内の事業者と連帯責任を負わなければならない (42 条 2 項)。通知の誤りによりプラットフォーム内の事業者が損害を被った場合、知的財産権者は、法により民事責任を負わなければならない。悪意により誤った通知が送付され、プラットフォーム内の事業者が損害を被った場合、賠償責任は 2 倍とされる (42 条 3 項)。

プラットフォーム内の事業者は、転送された通知を受領した後、電子商取引プラットフォーム事業者に対し、権利侵害行為が存在しないことの声明を提出することができる。当該声明には、権利侵害行為が存在しないことの初歩的証拠を含める必要がある (43 条 1 項)。電子商取引プラットフォーム事業者は、当該声明を受領した後、知的財産権者に転送し、且つ関連主管部門に不服を申し立てるか又は人民法院に提訴することができる旨を告知しなければならない。電子商取引プラットフォーム事業者は、声明の転送が知的財産権者に到達した後 15 日以内に、権利者が既に申し立てた又は提訴した旨の通知を受けなかったときは、採られた措置を速やかに終了しなければならない (43 条 2 項)。

電子商取引プラットフォーム事業者は、受領した通知・声明及び処理結果を、速やかに公表しなければならない (44 条)。

電子商取引プラットフォーム事業者が、プラットフォーム内の事業者による知的財産権侵害を知り又は知るべきであったときは、取引及びサービス等の削除・遮断・リンク解除・終了等の必要な措置を採らなければならない。もし、電子商取引プラットフォーム事業者が必要な措置を採らなかったときは、権利侵害者と連帯責任を負わなければならない (45 条)。

電子商取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム内の事業者による知的財産権侵害行為に対し必要な措置を講じなかった場合、関連知的財産権行政部門は、期限を定めて是正を命令することができる。そして、期限が過ぎても是正されなかった場合、5 万元以上 50 万元以下の過料を課し、情状が重大である場合、50 万元以上 200 万元以下の過料を課すことができる (84 条)。

## 6 電子商取引契約

電子商取引当事者による契約の締結及び履行に対しては、本法、民法総則<sup>6</sup>、契約法、電子署名法等の法律の規定が適用される（47条）。

電子商取引当事者が自動情報システムを使用して契約を締結又は履行する行為は、当該システムを使用する当事者に対し法的効力が認められる（48条1項）。

契約成立時期は、当事者が別段の意思を表示していない限り、電子商取引事業者が発した商品又はサービス情報が申込条件と合致する場合に、ユーザーが当該商品又はサービスを選択し且つ注文書を提出した時である（49条1項）。電子商取引事業者は、定型条項等の方式で約定することにより、消費者が代金を支払った後に、契約を不成立にさせることはできない（49条2項）。

電子商取引事業者は、はっきりと、全面的、明確にユーザーに契約締結の手順、注意事項、ダウンロード方法等の事項を告知し、且つユーザーが便利に、完全に閲覧及びダウンロードができるよう保証しなければならない（50条1項）。電子商取引事業者は、ユーザーが発注する前に入力の手続きを訂正できるよう保証しなければならない（50条2項）。

契約対象が商品の引渡しであり、且つ宅配物流方式を用いた引渡しである場合、荷受人の受取時が引渡し時となる。契約対象がサービスの提供である場合、生成された電子帳票又は現物帳票に記載された時が提供時となる。前述の帳票に時期が記載されていない又は記載時期と実際にサービスが提供された時期が一致しない場合、実際にサービスが提供された時が提供時となる（51条1項）。契約対象がオンライン伝送方式による引渡しである場合、契約対象が相手方当事者の指定した特定システムに入り且つ検索識別できる時が引渡し時となる（51条2項）。

速達宅配物流方式で商品引渡しが行われる場合、速達宅配物流サービス提供者は、商品を引き渡す際、荷受人にその場での確認を提示しなければならない。他人に預ける場合、荷受人の同意を得なければならない（52条2項）。

電子商取引当事者は、電子支払方式での代金支払いの採用を約定することができる（53条1項）。電子支払サービス提供者は、帳簿照合サービス及び直近3年の取引記録を、ユーザーに無償で提供しなければならない（53条3項）。

ユーザーは、取引パスワード、電子署名データ等のセキュリティツールを適切に保管しな

---

<sup>6</sup> 中国の「民法総則」の詳細については、「中国知財の最新動向 第5回 中国の『民法総則』の公布と、その知財実務への影響」（『特許ニュース No. 14590』（経済産業調査会、2017年12月14日）所収）1～7頁を参照されたい。なお、「民法総則」（2017年3月15日制定・公布、2017年10月1日）と「民法通則」（1986年4月12日制定・公布、1987年1月1日施行、2009年8月27日改正・公布・施行）は別の法律である。但し、「民法総則」の制定により「民法通則」が廃止されるわけではなく、統一民法典が正式に成立するまで、「民法通則」も「民法総則」も並存するが、「新法が旧法に優先する」との原則に基づき、「民法総則」が優先的に適用されることとされている。



ければならず、もし、セキュリティツールの紛失、盗用又は授權していない支払がなされたことを発見した場合、速やかに電子支払サービス提供者に通知しなければならない（57条1項）。授權していない支払がなされたことによりもたらされた損失は、電子支払サービス提供者が負担しなければならないが、もし、授權していない支払がユーザーの過失によってもたらされたものであることを証明できた場合は、責任を負う必要はない（57条2項）。電子支払サービス提供者は、支払指令が授權されていないことを発見し、又はユーザーから支払指令は授權されていないとの通知を受領したときは、直ちに損失拡大防止措置を採らなければならない。電子支払サービス提供者は、速やかに措置をとらなかったことにより損失拡大を招いた場合、損失拡大部分について責任を負わなければならない（57条3項）。

## 7 電子商取引紛争の解決

電子商取引に関して紛争が生じた場合、さまざまな紛争解決手段が用意されている。例えば、電子商取引紛争は、①協議を通じた和解、②消費者組織・業界協会又はその他の法により設立された調停組織による調停、③関連部門への不服申立て、④仲裁申立て、⑤訴訟提起等の方法がある（60条）。また、電子商取引紛争を迅速・簡便に解決するため、電子商取引事業者は、利便性のある効果的な不服申立・通報メカニズムを構築し、不服申立・通報方法等の情報を公開し、速やかに不服申立・通報を受理し且つ処理しなければならない（59条）。

電子商取引紛争の処理において、電子商取引事業者は、元の契約及び取引記録を提供しなければならない。電子商取引事業者が前述資料を紛失・偽造・改竄・廃棄・隠匿又は提供拒絶したことにより人民法院・仲裁機構又は関連機関が事実を調査究明できないようにした場合、電子商取引事業者は、相応の法的責任を負わなければならない（62条）。

## III 電子商取引法が知財実務に与える影響及び留意点

今回公布された「電子商取引法」は、知的財産権に関する数多くの規定を置いている。これらの規定は、日本企業・日系企業による知的財産権の行使にとって一定の援護射撃になり得ると思われる。本法の各規定が知財実務に与える影響及び留意点としては、以下の点を挙げることができる。

### 1 模倣品のオンライン販売等に係わる業者は、電子商取引事業者として電子商取引を行うことが困難になっていく

本法は、電子商取引事業者（これには、電子商取引プラットフォーム事業者だけでなく、プラットフォーム内の事業者も含まれる）の前提的義務として、①市場主体登記を行う義務（10条）、②納税義務（11条）、③関連行政許可の取得義務（12条）を規定するとともに、電子商取引事業者は、そのホームページの目立つ位置に、営業許可証情報、その事業業務と関連する行政許可情報等を継続して公開する義務（16条）を規定している。故意に模倣品

のオンライン販売等に係わるような業者が、上記のような義務を履行することは困難であり、電子商取引事業者として電子商取引を行うことが困難になっていくこととなると思われる。

## 2 電子商取引プラットフォーム事業者による知的財産権保護（知的財産権侵害者の排除）の傾向が強まっていく

本法は、知的財産権保護のため、電子商取引プラットフォーム事業者に対し、重い責任を課している。具体的には、図表3を参照されたい。電子商取引プラットフォーム事業者は、このような重い責任を課されているため、今後は、電子商取引プラットフォーム事業者による知的財産権保護（知的財産権侵害者の排除）の傾向が強まっていくものと予想される。

**図表3 知的財産権保護のために電子商取引プラットフォーム事業者に課された責任**

|   |  |       |
|---|--|-------|
| ① | 電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産保護規則を制定し、知的財産権者との協力を強化し、知的財産権を保護する義務を負う。   | 41条   |
| ② | 電子商取引プラットフォームにおいて自己の知的財産権が侵害された疑いがある場合に、知的財産権者は、電子商取引プラットフォーム事業者に対し、取引及びサービスの削除・遮断・リンク解除・終了等の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。   | 42条1項 |
| ③ | 知的財産権者から通知を受けた電子商取引プラットフォーム事業者が速やかに必要な措置をとらなかったときは、損害拡大部分につき、プラットフォーム内の事業者と連帯責任を負う。  | 42条2項 |
| ④ | 電子商取引プラットフォーム事業者が、プラットフォーム内の事業者による知的財産権侵害を知り又は知るべきであったときは、取引及びサービス等の削除・遮断・リンク解除・終了等の必要な措置を採らなければならない。電子商取引プラットフォーム事業者が必要な措置を採らなかったときは、権利侵害者と連帯責任を負う。             | 45条   |
| ⑤ | 電子商取引紛争の処理において、電子商取引事業者は、元の契約及び取引記録を提供しなければならない。電子商取引事業者が当該資料を紛失・偽造・改竄・廃棄・隠匿又は提供拒絶したことにより人民法院・仲裁機構又は関連機関が事実を調査究明できないようにした場合、電子商取引事業者は、相応の法的責任を負う。                | 62条   |
| ⑥ | 電子商取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム内の事業者による知的財産権侵害行為に対し必要な措置を講じなかった場合、関連知的財産権行政部門は、期限を定めて是正を命令し、期限が過ぎても是正されなかった場合、5万元以上50万元以下の過料を課し、情状が重大である場合、50万元以上200万元以下の過料を課することができる。 | 84条   |

### 3 中国の消費者の「本物志向」・「ニセモノ排除」の傾向が強まっていく

本法により、電子商取引プラットフォーム上で、商品やサービスに対するマイナス評価を削除したり、表示される取引数を水増ししたり、消費者を装って高い評価を書き込んだりする行為は許されなくなる（17条）。また、電子商取引プラットフォーム事業者は、信用評価制度を構築し、プラットフォーム内で販売される商品又は提供されるサービスに対する評価手段を消費者のために提供することになる（39条）。すると、「ニセモノを掴まされたくない」という消費者心理から、中国の消費者の「本物志向」・「ニセモノ排除」の傾向が強まっていくのではないかと予想される。

## IV おわりに

今回制定された「電子商取引法」の適用範囲は極めて広いといえる。前述したとおり、本法は、「電子商取引事業者」、「電子商取引プラットフォーム事業者」及び「プラットフォーム内の事業者」を本法の適用を直接受ける主体として、これらの主体の負う義務及び法的責任を規定するとともに、電子商取引契約の成立及び履行、電子商取引の紛争解決、電子商取引の促進等についても規定を置いている。

中国でインターネット等の情報ネットワークを通じて商品を販売し又はサービスを提供する事業活動に関与する日本企業・日系企業だけでなく、中国の電子商取引プラットフォームで知的財産権侵害物品が販売されていることを発見し知的財産権を行使しようとする日本企業・日系企業も、本法の内容をしっかりと理解し、必要な措置を講じていく必要があるといえよう。

※ 初出：『特許ニュース No.14853』（経済産業調査会、2019年、原題は「中国知財の最新動向 第11回 中国の電子商取引法の制定と知財実務への影響」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。